



受講者の

声・声・声・声!

※受講者の振り返りレポートの中から、抜粋要約し、ご紹介しています。

講義-1:「犯罪と社会」

中村 正 先生(立命館大学 教授)

●ユニークな行動や発想をする加害者を支援する側にもユニークな発想が求められる。自分の立ち位置を第三者の視点から確認してもらおうリフレクション。

(NPO 職員)

●ウォーミングアップと言いながら、中身の濃い刺激に満ちた講義でした。特に、視点の転換について、自分では思い至らない視点がたくさんあり、このような思考の訓練をもっとしたいと強く思いました。

(矯正施設職員)

●対人援助職として、自分の立ち位置の確認と分析ができました。「思考のくせ」を常に念頭におき、反省できる柔軟性を養わないと、反省と自己分析の時間でした。

(包括支援センター職員)

●加害者の「思考のくせ」「ものの見方」「考え方」を知ること、相談員として柔軟性が必要。

(障がい者相談支援センター職員)



講義-2:「被疑者・被告人段階での流れ(成人)」

安田 恵美 先生(國學院大学 専任講師)

●知っているようで知らないこともあり、勉強になりました。

(定着支援センター職員)

●刑事政策上、本当に刑罰の必要性(=受刑)のあり方を整理することが必要であると教えられる講義でした。

(大学研究生)

●物語のように例を出して、分かり易かった。負のサイクルを断ち切るための支援のあり方の必要性を切に感じました。

(福祉職員)

●時間が少なくて、入口支援についての講義が少なかった。もう少し知りたかった。

(社協職員)

●概論でしたが、とても整理されていて分かり易かった。ダイバーションのあたりから先をもっと知りたいと思いました。

(マスコミ関係者)

●刑罰についての基本的な考え方、原則と、入口支援の仕組み、ダイバーションについて、とても分かり易く理解することができた。

(矯正施設職員)

講義-3:「少年審判の流れ」

森久 智江 先生(立命館大学 教授)

●少年事件と刑事事件の関わる関係機関の相違点がよく理解できた。少年法の適用年齢を下げるのが検討されているが、先生のご見解は?

(社協職員)

●普段、業務上、少年法に関わることがないので、今回、講義を聞くことが出来、少年法の具体的な枠組み、仕組みを知ることが出来て良かったと思う。

(障がいグループホーム職員)

●検察官送致(逆送)や55条移送の意味も含め、分かり易く解説いただき、少年審判の流れが整理できました。

(大学生)

●少年法、刑法の違いがよく分かりました。福祉的役割、連携の必要性も理解できました。ひとりの大人として、専門職として、学びを得ることができました。

(包括支援センター職員)

●学生時代に少年法について勉強したけど、すっかり忘れていたので、当時を思い出しながら、改めていい勉強になった。

(社会福祉法人職員)

講義-4:「施設内処遇の流れと実際」

金澤 真理 先生(大阪市立大学 教授)

●高齢福祉の仕事でも関わったことがない部分であり、犯罪・刑罰についての流れなど興味深かった。

(包括支援センター職員)

●少年の処遇を初めて、きちんと聞く機会でした。拘禁を社会復帰という、相反することの折り合いをつけることの難しさを垣間見たように思う。

(病院職員)

●刑罰は、国家が犯罪という形に当てはめた行為であるという考え方に驚いた。刑余者支援をする際に、心を閉ざした状況であること、きちんと背景を考え、想像しながら接したいと思った。

(社会福祉法人職員)

●現場で関わった方で、人生の1/3を刑務所で過ごされた方がいました。社会生活は、その方にとって学びの連続で、「刑務所の方が、楽な時もある」というコトバもありました。長期の拘禁、社会との隔離、それは一体何のためか、考えさせられました。

(包括支援センター職員)



※裏面に続く...

講義-5:「医療観察法の流れと実際」

喜多 彩 先生(和歌山保護観察所)

- 医療観察法という制度を初めて知りました。今後、救護施設にも、この制度で退院した方が入所してくるケースがあると思う。その時に、これを知っている、知らないかで、利用者に添える部分もあると思う。
(救護施設職員)
- 更生保護施設と付き合いの中で、福祉は異なる価値があることを知っていました。その中で、SWがどのように動くのか疑問を持っていましたが、ジレンマを感じつつ、折り合いをつけておられることが伝わる内容でした。
(病院職員)
- 精神疾患の問題は難しい。私の中では、刑罰はするべきではない、治療を中心に考えるべきだと思いますが、社会では中々難しいかな？精神の方には、いつも痛い思いをさせられますが、本人でなく、病がさせていると思うようにしています。(社会福祉法人職員)
- 現場の意見や感覚がよくわかって、大変参考になりました。段々と全体図が見えてきました。
(訪問介護施設職員)

講義-6:「社会内処遇の流れと実際」

西原 実 先生(京都保護観察所)

- 行政、司法の方も福祉や障がいのことを知らないとの話が先生からあったが、福祉側では法律や制度のことを知らない者もいる。今後も司法、福祉の者が、お互いに研修(現場も見たり)し合い、対象者のためにできることが増えればよいと思った。(救護施設職員)
- 保護観察所、更生保護について、あまり知らなかったので勉強になりました。(社協職員)
- 再犯防止が、社会の犯罪が、司法の理解で実現するのでは一とかなり無茶ながら、チラッと思いました。満期出所者の方の支援(特に高齢、障害の方)を考えたいです。(包括支援センター職員)
- 更生保護について、自分では知っているつもりでしたが、改めて基本的なことから制度や現状について知ること、初めて知ること多々ありました。
(更生保護施設職員)
- 更生保護制度の役割や保護観察の概要について、大変分かり易く理解することができた。不利益処分の中での働きかけや、社会内処遇へのつなぎについて、改めて考えるきっかけとなった。(矯正施設職員)

講義-7:「地域定着支援と対象者理解」

大岡 由佳 先生(武庫川女子大学 准教授)

- 被害者理解のためには、認識の変換が必要というのは、何にでも使えるワザだと思います。どう関わって行けばよいのか考えさせられ、とてもいろいろ考えてしまう内容でした。
(社会福祉法人職員)
- 地域の中の生活困窮者のストーリーの根拠に「トラウマ」が根付いているということが分かりました。詳しく知って、「トラウマインフォームドケア」を実践したい。
(高齢者施設職員)
- 新しい視点で考える機会が与えられた気がします。まだ、しっかりとした理解には至っていませんので、今後学んでいきたい。
(訪問介護施設職員)
- TIC自体まったく知らないことでした。また、被害者についての配慮についても考えさせられました。もっと勉強したいと思う。
(更生保護施設職員)
- 加害者(利用者)の支援を続けている中、被害者感情(トラウマ)のことに視点を置くことに不十分だったと思いました。(障がいグループホーム職員)

講義-8:「福祉的支援の役割&リスクアセスメント」

水藤 昌彦 先生(山口県立大学 教授)

- 日常の業務で、福祉士面接を実施する中で、考えていたこと、感じていたことの理論をととてもわかりやすく学ぶことができた。今後も刑事施設内でできること、社会内処遇に向けた働きかけも考えていきたい。
(矯正施設職員)
- アセスメントについて、とても重要であると思います。アセスメントについては具体的に学びたい。
(障がい者相談支援センター職員)
- 司法と福祉の考え方、役割の違いがよくわかりました。その中で、福祉としてどう支援していくか考えるよい機会になりました。(社協職員)
- 本人の支援と新たな被害者を作らないとの間がとても難しく思う。軽度の障がいの場合、本人の自覚の見極めが現在とても困っているので、その辺を聞きたい思いがある。(障がいグループホーム職員)
- この10年手探りで進められてきた司法福祉領域の研究・実践が、様々な知見の積み重ねを経て、現段階での到達点を総括する時期に来ているのかなと感じました。(マスコミ関係者)

★講義全体総括討論・参加者交流会

講義1~8の総括討論(質疑応答)を水藤先生に行き行って戴きました。そして、修了証書の授与の後、参加者の繋がりづくり、ネットワークづくりの機会になることを願い、参加者交流会(右写真)も開催し、「様々な職種の方と会うことができて良かった」などの感想がありました。

